

熊本県監査委員公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により平成30年5月30日に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年1月7日

熊本県監査委員 濱 田 義 之
 同 竹 中 潮
 同 氷 室 雄一郎
 同 田 代 国 広

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
教育委員会 宇土高等学校	<p>(学校徴収金の取扱いについて) 未払金があるにもかかわらず、支払が完了したとして決算を行っている。 学校徴収金については、熊本県立学校学校徴収金取扱要項等に基づき、公費に準じた適正な会計処理等を行うこと。</p>	<p>今回の事案の要因は、支払後の領収書を確認する体制が一部において確立されておらず、保護者代表が実施する学年会計監査においてもその確認がないまま監査を実施し、決算報告が行われた点にある。 平成30年度からこの不適切な実態を改善するため、年度当初の職員会議において「学校徴収金等取扱手引き」等に基づき、事務長から学校徴収金の会計処理の流れを全職員に周知徹底し、各担当の役割を明確にするとともに、支払後必ず管理職又は予算管理担当者が領収書を確認する体制を確立した。また、高等学校の副校長、事務長、高等学校・中学校の予算管理担当者等をメンバーとする校内学校会計プロジェクト委員会を設置し、毎月委員会を開催し会計処理の流れを確認しながら、現在適正な会計処理に取り組んでいるところである。 今後、各担当や学年会計監査を担当する保護者代表が、共通認識のもと適正な監査が実施できるようにするため、2月までに手順書等を作成するとともに、3月実施予定の学年会計監査前までに説明会を実施し、学年会計監査の体制も確立することとしたい。</p>